

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後2時00分 開会

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年5月大治町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番鈴木康友議員、6番鈴木満議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（林 健児君）

議会運営委員会は本日開会し、令和7年5月臨時会の日程を本日1日限りと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（松本英隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後2時01分 休憩

午後2時02分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、松本英隆議員の退場を求めます。

[松本英隆議員 退場]

○副議長（若山照洋君）

それでは辞職願を局長に朗読させます。

○議会事務局長（横井宗宣君）

辞職願。このたび都合により議長を辞職したいから許可されるようお願い出ます。令和7年4月23日、大治町議会副議長若山照洋殿、大治町議会議長松本英隆。

○副議長（若山照洋君）

お諮りします。

松本英隆議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、松本英隆議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

松本英隆議員の入場を認めます。

[松本英隆議員 入場]

○副議長（若山照洋君）

ただいま議長の辞職を許可することに決定しましたのでお伝えします。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○副議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は12人です。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○副議長（若山照洋君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長（若山照洋君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（若山照洋君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票願います。

[投票]

○副議長（若山照洋君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長（若山照洋君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、2番八神太紀議員、7番三輪明広議員、11番吉原経夫議員を指名します。

立会人の方、お願いします。

[開票]

○副議長（若山照洋君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

若山照洋議員 12票です。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、若山照洋議員が当選しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（若山照洋君）

当選人より御挨拶を申し上げます。

○8番（若山照洋君）

ただいま御推挙いただきました若山照洋です。町制施行50周年記念すべき年の大役を任せられたことに大変光栄と共に事の重大さを深くかみしめております。今までのすばらしい議長のように議事進行を心がけて参りますので今後ともよろしく申し上げます。議員の皆さまよろしく申し上げます。そして行政側の皆さまよろしく申し上げます。簡単ではございますが挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

[拍手]

○議長（若山照洋君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は12人です。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（若山照洋君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（若山照洋君）

異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
議席番号順に投票願います。

[投票]

○議長（若山照洋君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、2番八神太紀議員、7番三輪明広議員、11番吉原経夫議員を指名します。

立会人の方、お願いします。

[開票]

○議長（若山照洋君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

鈴木 満議員 12票です。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、鈴木 満議員が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（若山照洋君）

ただいま副議長に当選されました鈴木 満議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

当選承諾及び御挨拶をお願いします。

○6番（鈴木 満君）

このたび皆様の御推挙をいただき大治町議会副議長に選出されました鈴木 満でございます。議員各位の御信任に心より感謝申し上げます。町民の皆様の負託を受けた町議会において副議長という重責を担うことになり改めてその職責の重みを痛感しております。議長を補佐し円滑かつ公正な議会運営に努めるとともに議員相互の連携と信頼関係

のもと開かれた議会運営に尽力していきたいと思っております。議員各位のご指導ご協力を賜りますようお願いすることを申し上げ、簡単ではありますが副議長の就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[拍手]

○議長（若山照洋君）

おめでとうございます。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時20分 休憩

午後2時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の所属の変更についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員の所属の変更についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、常任委員の所属の変更についてを議題とします。

常任委員の所属変更については、議長に一任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

総務建設常任委員に2番八神太紀議員、4番後藤田麻美子議員、5番鈴木康友議員、7番三輪明広議員、8番若山照洋議員、11番吉原経夫議員。

文教厚生常任委員に1番池田耕介議員、3番手嶋いずみ議員、6番鈴木満議員、9番松本英隆議員、10番林健児議員、12番林哲秀議員と所属を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の所属を変更することに決定しまし

た。

なお、各常任委員会の委員に変更がありましたので正副委員長の互選を行っていただき、決まりましたら議長まで報告してください。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時24分 休憩

午後2時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長の氏名を発表します。総務建設常任委員長は三輪明広議員、副委員長は後藤田麻美子議員。文教厚生常任委員長は手嶋いずみ議員、副委員長は林 哲秀議員。以上のおりです。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時31分 休憩

午後2時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員の後藤田麻美子議員、鈴木 満議員から辞任願が提出されました。

お諮りします。

議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、議会運営委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木 満議員の退場を求めます。

〔鈴木 満議員 退場〕

○議長（若山照洋君）

本日、鈴木 満議員から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、鈴木 満議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

鈴木 満議員の入場を認めます。

〔鈴木 満議員 入場〕

○議長（若山照洋君）

ただいま議会運営委員の辞任を許可することに決定しましたのでお伝えします。

続きまして、地方自治法第117条の規定により、後藤田麻美子議員の退場を求めます。

〔後藤田麻美子議員 退場〕

○議長（若山照洋君）

本日、後藤田麻美子議員から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、後藤田麻美子議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

後藤田麻美子議員の入場を認めます。

〔後藤田麻美子議員 入場〕

○議長（若山照洋君）

ただいま議会運営委員の辞任を許可することに決定しましたのでお伝えします。

お諮りします。

議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追

加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5、議会運営委員の選任についてを議題とします。  
お諮りします。

議会運営委員には委員会条例第7条第4項の規定により、手嶋いずみ議員、松本英隆議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した手嶋いずみ議員と松本英隆議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（鈴木 満君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会広報特別委員の若山照洋議員から辞任願が提出されました。

お諮りします。

議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鈴木 満君）

異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6、議会広報特別委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、若山照洋議員の退場を求めます。

〔若山照洋議員 退場〕

○副議長（鈴木 満君）

本日、若山照洋議員から一身上の都合により議会広報特別委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、若山照洋議員の議会広報特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

若山議員の入場を認めます。

[若山照洋議員 入場]

○副議長（鈴木 満君）

ただいま議会広報特別委員の辞任を許可することに決定いたしましたのでお伝えいたします。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお各委員会の委員に変更がありましたので、それぞれで集まっただき正副委員長の確認、もしくは互選を行っていただき、決まりましたら議長まで報告してください。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の委員長及び副委員長の氏名を発表します。

議会運営委員長には林 健児議員、副委員長には松本英隆議員。議会制度改革等特別委員長には松本英隆議員、副委員長には林 健児議員。議会災害対策特別委員長には後藤田麻美子議員、副委員長には林 哲秀議員。以上のとおりです。

日程第4、議案第37号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第37号専決処分の承認を求めることについて。

大治町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したのでこれを報告し、承認を求め。令和7年5月12日提出、

大治町長。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、令和7年3月31日に大治町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この条例改正は50cc以下の原動機付自転車の製造が中止されることに伴い、国が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものを原動機付自転車と同等に扱うということですが、今現在ですね、そういういわゆる第75条は「二輪のもので、総排気量0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの」ってあるんでしょうか。あるとしたらこれ税額が2,400円から2,000円に変わるんで、これはあるのかと。あれば、把握しないとですね、そこ。税がきちっと課税できないと思うんですけどね、お願いいたします。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

今、御質問の改正前の90ccを超えるバイクにつきましては、現在登録がございません。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

ということは、新たに製造されるもんじゃなくて、古いものを今使っているものでも該当するものがあれば2,400円から2,000円にやっぱり税額が変わると。そこら辺ですねどのように、この通知とか町が課税通知書を送るんで間違いはないと思うんですが、そこら辺どうなっているんでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

今回ですね附則第2条こちらの経過措置で規定をされておりますが、令和6年度までに課税してる物件、これにつきましては2,400円、令和7年度から今回追加した新しい条文につきましては、令和7年度からの適用ということでそういうその点今回追加したり適用する場合につきましては、令和7年度から2,000円になるというものでございます。

○11番（吉原経夫君）

分かりにくいんですが、結局、令和6年度まで、令和7年度から新しいのは当然対象になります令和6年度まで課税されてるのは対象にはならない。同じもの同じ条件でも、令和6年まで2,400円だったのは令和7年度も2,400円だという御説明なんですけど、

ただ、それだとやっぱり課税の平等性からいってどうなのかというのと、だったら一旦ですね、廃車してもう1回新たに登録すれば2,400円が2,000円になる。ですよね。一旦もうやめちゃえば新たに令和7年から廃車しちゃってもう1回やれば、そういうようなことになるんでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

再度言いますけれども、令和6年度までに登録して課税してある物件、こちらは2,400円というのは、令和6年度までに課税してあるもの。令和7年度から課税する新たなこの基準のものにつきましては、7年度から2,000円というものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第37号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第37号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第38号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第38号専決処分の承認を求めることについて。

大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したのでこれを報告し、承認を求める。令和7年5月12日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、令和7年3月31日に大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。この条例改正はですね、地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。しかしながらですね、課税限度額とか軽減のものですが、に伴うものですが、やっぱり国のほうとしてですね、やっぱり変更するにあたってある基準があると思うんですね、65万から60万。例えばですが、課税限度額が。ちょっと、66万円以上の方が何割とか、そういう基準があつて変更していると思うんですが、その基準ですね国の基準があればお示してください。

○保険医療課長（水野克哉君）

今回の課税限度額及び、課税限度額の限度額改正に当たりまして国のほうの試算でございます。まずですね、6年度中ですね、全加入世帯が1.56%でございました。原則これを据置きますと、1.59まで上昇するということで検討がされております。内訳はですね、後期高齢者の支援金分が2.09%、基礎分が1.7%、これを引き上げるということにいたしております。

割合としましては、後期高齢者の支援金分が1.82、基礎分が1.69。こういった全体を見て試算をされて、今回それぞれですね、限度額を上げたということで通知のほうが出来てございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

ちょっとどうも所得に対して何%かということかな、今言われたのは、所得それぞれの所得に対して幾らなのかどうかというような説明かなと思うんですが、ちょっと分かりにくかったんでもう1回説明をお願いしたいのと、私が質問したのは、やっぱり、

高所得者ですね。何%どんぐらいが、今までだと65万、今度66万ってなるのは全体の世帯の中で、高所得者の世帯、何%、何%が課税限度額に当たる。どういったらいいのかな。全体があって上が何%かは課税限度額になるように設定してあると思うんですよ。その何%なのか。それがやっぱり国の基準としてあると思うんですよ。そこら辺の説明をしてほしいと思ったんですが。ちょっと最初の答弁ももう少し分かりやすく言っていたきたいのと、質問としてはそういう階層、所得ごとに分けていって、上から何%がもう課税限度額になるよなとという設定だと思うんですが、そこら辺の説明をお願いします。

○保険医療課長（水野克哉君）

はい失礼しました。先ほど私が答弁した数字につきましては、超過世帯ですね、超過世帯がそれぞれ何%ということで答弁をさせていただきました。

でも今回国のほうで試算するときを使うもの、この超過世帯がおおむね1.5%、それに近づくように改正をされているものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第38号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

報告します。開会前に吉原経夫議員から緊急質問の申し出がありました。吉原経夫議員の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

吉原経夫議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第7として直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

[起立 1名]

起立少数です。

したがって、吉原経夫議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことは否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和7年5月大治町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時08分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 若 山 照 洋

前 議 長 松 本 英 隆

副 議 長 鈴 木 満

前副議長 若 山 照 洋

署名議員 鈴 木 康 友

署名議員 鈴 木 満